

未来

郵政産業ユニオン
PIWU

全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙 「みらい」
NO. 4055
20年5月15日(金)
Tel・Fax 095-828-1953

配達担当の出勤社員数を一割程度減らす！ 感染予防対策には遅くないですか？

おはようございます。
5月11日、「日本郵便
コロナ対策で体制縮小
配達に最大1日程度遅
れ」「配達担当の出勤
社員の数を1割程度減ら
す」などの報道がありま
した。

日本郵便のホームペー
ジには「郵便の業務を確
実に維持・継続していく
観点から、(中略)郵便・
物流業務に従事する郵便
局社員の出勤体制を見直
すこととしました。期間
中、一部の郵便物(※)
につきましては、最大1
日程度の遅れが生じる可
能性があります」と掲載
されています。

これまでも会社は、マ
スクや消毒液の配備や窓
口へのビニールカーテン
の設置のほか、各窓口営
業時間の短縮、対面で配
達郵便物の郵便受箱への
配達や玄関前等に置く形

でお届けなど、様々な感
染予防対策を実施してき
ました。

しかし国内の企業で最
大数の社員数、かつ多く
の社員がお客様との接点
がある会社ということも
あり、社員の感染やそれ
に伴う一部業務停止も相
次ぎました。

今回、次の対策として
として「郵便・物流業務
に従事する郵便局社員の
出勤体制を見直し」が出
されたことは感染対策と
して理解します。



しかしなぜ、緊急事態
宣言が多くの地域で解除
される(15日・39県)
この時期になって行うの
でしょうか？

疑問はもう一つ、会社
のホームページにもユニ
オンへの説明(下記表)
にも、「出勤する配達員を
1割程度減らす」という
ことは書かれていません
にもかかわらず、「減ら
す」と報道されました。
今回の施策は、通常郵
便の配達速度が1日程度

遅くなると言った場合に
利用者からどのくらい反
発が出るかを確かめるた
めに揚げた「アドバルーン」的な施策ではないか
と思うのは私だけではな
うか？準備でき次第とな
っています。緊急事態
宣言が終了するまでの短
期間の施策です。短期間
の施策のわりに、配達体
制の見直しや勤務変更・

休暇となる社員への対応
などの事務作業量が大き
く簡単に対応できるもの
ではありません。また出
勤人数は減らせば、少な
い人数で業務を行うこと



になり、一人当たりの業
務量が増大します。社員
の健康維持の観点からは
逆効果です。
コロナウイルス終息後
今回の成果として減員下
での配達体制の構築など
の合理化施策が打ち出さ
れる、とまでは言いませ
ませんが、現場に負担を押し
付けるだけの施策には反
対します。

2020年5月11日
緊急事態宣言下における郵便・物流業務に関する要員配置の見直し等

1.概要

今般、政府からの緊急事態宣言が延長されたことに伴い、新型コロナウイルスの影響についてはさらなる長期化が見込まれることを踏まえ、郵便・物流業務に従事する社員の健康維持等を目的に、作業の流れ、業務量動向等を考慮し要員配置の見直し等を行う。

なお、実施にあたっては、地域ごと(都道府県知事からの外出自粛要請や地域の新型コロナウイルス感染状況等)、郵便局ごとの状況を踏まえつつ柔軟に対応していく。

2.主な取組

- 出勤抑制・・・作業の流れ、業務量動向等を勘案して、郵便・物流業務に関する要員配置を見直すことにより時間帯ごとの出勤社員等の抑制が可能と判断する場合、要員配置の見直し等を実施
- 時差出勤・・・段階的に出退勤時間をスライドし、作業時間帯の重複を可能な限り解消
- 早期退社・・・早期に作業が終了した社員で、当該管理者が他担務への応援不要と判断する場合は、局内待機を避けるため、早期に退社
- 超勤抑制・・・施策趣旨に基づき、超過勤務についても可能な限り抑制するよう配慮

3.休暇の扱い

本施策に伴う休暇は、新型コロナウイルスの感染拡大に起因して付与するものであり、特別休暇「事務又は事業の運営上の必要に基づく業務の全部又は一部の停止(台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。)」を準用する。

4.実地期間

政府からの緊急事態宣言が解除されるまでの間(準備出来次第実施)

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員が正社員化を。

めいめい、均等待遇、なまじり差別! ユニオンは労基法裁判に勝利するまで!